

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく
一般事業主行動計画

令和2年4月1日

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）に基づき、女性が活躍できるよう雇用環境等の整備を図るため、次のとおり行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日

2. 当機構の課題

- (1) 管理職に占める女性職員の割合が低い。
- (2) 職員の有給休暇取得率が低い。

3. 計画内容

目標1：計画期間内に管理職に占める女性職員の割合を7.1%にする。

<取組内容>

令和2年4月1日～

- ・女性職員が管理職にステップアップできるような環境整備や制度の拡充を行う。
- ・新たに管理職となる職員に対して管理職育成研修を実施する。

目標2：計画期間内に有給休暇取得率を次のとおりとする。

常勤職員	50%
非常勤職員	60%

<取組内容>

令和2年4月1日～

- ・積極的な有給休暇取得に関する組織のトップからのメッセージの発信。
- ・管理職に対する、部下の年休の取得状況の把握・管理に関する意識改善。